

特別区長会調査研究機構設置要綱

(設置目的)

第1条 特別区及び地方行政に関わる課題について、大学その他の研究機関、国及び地方自治体と連携して調査研究を行うことにより、特別区長会における諸課題の検討に資するとともに、特別区の発信力を高めることを目的に特別区長会調査研究機構（以下「機構」という。）を設置する。

(事業)

第2条 機構は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特別区及び地方行政に関わる課題の調査研究に関する事業
- (2) 特別区及び地方行政に関わる情報収集及び発信に関する事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(理事)

第3条 機構に、10名以内の理事を置く。

2 理事は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 特別区長会正副会長
- (2) 特別区長会の幹事
- (3) 特別区長会事務局長

3 理事のうち、1名を理事長、3名を副理事長、1名を常務理事とする。

4 理事長は、特別区長会の会長をもって充てる。

5 副理事長は、特別区長会の副会長をもって充てる。

6 常務理事は、特別区長会事務局長をもって充てる。

7 理事の任期は、それぞれの職の任期とする。

(理事の職務及び権限)

第4条 理事は、この要綱で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 常務理事は、理事長の指示の下、機構の業務を執行する。

(理事会)

第5条 すべての理事をもって理事会を組織する。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会は、次の事項を審議、議決する。

- (1) 顧問及び参与の選任
- (2) 研究テーマの決定
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 区長会総会に付議すべき事項の決定
- (6) その他理事長が必要と認める業務執行に関する事項

(顧問及び参与)

第6条 機構に、機構の事業について助言を求めるため顧問を、機構の運営について助言を求めるため参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、区長の推薦により、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
- 3 参与は、理事会の求めに応じて、理事会で意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
- 4 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 5 顧問及び参与の報酬等については、理事長が別に定める報酬等の基準に従って支給することができる。

(事務局)

第7条 理事長の指示の下、機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 機構の事務局は、公益財団法人特別区協議会に委嘱する。

(経費)

第8条 機構の運営に必要な経費は、助成金及び寄付金等をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、機構の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年5月15日から施行する。